

令和6年度 須賀川市の国民健康保険税のお知らせ

納税義務者は世帯主です

納税義務者は住民票の世帯主となっております。世帯主本人が国保加入者でなくても、世帯の中に一人でも加入者がいれば納税義務者となります。そのため、納税通知書等の通知は世帯主宛に送付されます。

国民健康保険税の内訳

国民健康保険税（国保税）は、国保加入者の医療費を賄う大切な財源です。その税額は、医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金分（支援金分）及び介護保険納付金分（介護分）を合わせた金額となります。

【医療分】

国保に加入している方の医療費や、出産育児一時金、葬祭費などの費用に充てられます。

【支援金分】

後期高齢者（主に75歳以上の方）の医療費の一部を支援する費用に充てられます。

【介護分】

介護を必要とする状態になった場合の費用に充てられます。
※介護分は、40歳以上65歳未満の国保加入者がいる世帯のみ課税されます。

国保税の計算方法

国保税の計算は、下表のとおり3つの内訳（医療分、支援金分、介護分）があり、それぞれ所得割、均等割、平等割の3区分に分かれています。

なお、高所得者（合計所得金額2,400万円超）の場合は、基礎控除額が少なくなります。

国保税＝国保加入者全員の所得割額の合計＋（均等割額×加入者数）＋平等割額

内 訳	所 得 割 額	均等割額	平等割額	課税限度額
医 療 分	7.45%	26,600 円	20,200 円	650,000 円
支 援 金 分	課税対象所得額※×3.20%	11,300 円	9,200 円	240,000 円
介 護 分	2.72%	12,500 円	7,400 円	170,000 円

※ 国保加入者ごとの令和5年中（1月から12月まで）の所得金額からそれぞれ基礎控除額を引いた合計金額

- ・所得割額：世帯の国保加入者の所得金額により算出される金額
- ・均等割額：世帯の国保加入者の人数により算出される金額
- ・平等割額：国保加入者1世帯あたりの金額

◎ 介護分について

- ① 年度の途中で40歳を迎える方（介護保険の第2号被保険者）
誕生月から年度末までを月割りで計算し、誕生月の翌月に税額変更通知書を送付します。
- ② 年度の途中で65歳を迎える方（介護保険の第1号被保険者）
誕生月の前月分までを月割りで計算した税額が当初から課税されているので、税額変更はありません。
（65歳以上の方は、別に介護保険料をお支払いいただきますが、二重払いにはなりません。）

◎ 年度の途中で75歳を迎える方

誕生月の前月分までを月割りで計算した税額が当初から課税されているので、税額変更はありません。



年度の途中で加入・脱退した場合

国保税は年度の途中で加入した場合は加入した月から、脱退した場合は脱退した月の前月までの月割課税となります。

社会保険等への加入や脱退など、国保資格に変更があった場合は、変更日から14日以内に市役所保険年金課、各市民サービスセンターで手続きをしてください。手続きをした翌月中旬に税額を再計算した変更通知書を送付します。なお、加入の届出が遅れた場合でも、社会保険等の喪失日又は転入日にさかのぼって課税されますのでご注意ください。

転入により国保に加入された場合は、国保税算定の基礎となる前年中の所得金額を前住所地に照会します。回答時期によっては一旦均等割、平等割のみの計算で納税通知書を送付し、後日所得金額に応じて再計算した変更通知書を送付する場合がありますのでご理解願います。

☞税の軽減や納付方法については、裏面をご覧ください。

国保税の軽減について

◎ 低所得世帯に対する軽減

所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割軽減します。特に手続きは必要ありませんが、所得が未申告の場合は判定ができないため、所得に応じての軽減を受けることができません。必ず所得申告をするようにしてください。

軽減割合	判定基準
7割	判定基準所得額が43万円+10万円×(給与所得者等 ^{*1} の人数-1)以下
5割	判定基準所得額が43万円+(被保険者等 ^{*2} の人数×29万5千円)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下
2割	判定基準所得額が43万円+(被保険者等の人数×54万5千円)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下



判定基準所得額＝擬制世帯主（国保に加入していない世帯主）を含めた被保険者等全員の所得の合計

※1 給与所得者等…一定の給与所得（給与収入55万円超）がある人と公的年金の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける人をいいます。

※2 被保険者等…国保被保険者と国保から後期高齢者制度に移行した人をいいます。

・ 65歳以上（昭和34年1月1日以前生まれ）の方で年金所得がある場合は、当該所得から15万円控除した金額で判定します。また、専従者控除、譲渡所得に対する特別控除は適用しない金額で判定します。

◎ 非自営失業者に対する軽減

次の要件全てに該当する方の国保税を算定する際に、前年の給与所得を3割に減額して行います。

- ・ 軽減期間 離職した翌日から翌年度末までとなります。
- ・ 該当要件 離職日時点で65歳未満、雇用保険の失業給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」のいずれかである方
- ・ 手続きに必要なもの 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（ハローワークで発行）、窓口に来る方の本人確認ができる書類、世帯主及び該当者の個人番号が確認できる書類

◎ 後期高齢者医療制度に係る軽減

国保加入者の世帯で後期高齢者医療制度へ移行することにより国保加入者が1人になった場合、該当する月から5年間、医療分・支援金分の平等割が半額、その後6年目から8年目までの3年間は、4分の1軽減されます。

◎ 未就学児に対する軽減

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）がいる場合に、当該未就学児にかかる被保険者均等割額が一律5割軽減されます。

納付方法と納期

◎ 普通徴収

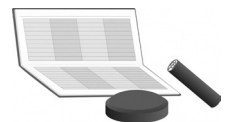
口座振替または納付書で金融機関、コンビニエンスストア、スマホアプリ、クレジットカード（インターネット利用のみ）等にて納付していただくものです。口座振替の方は納期限日に引き落としになります。なお、納付には金融機関での口座振替が便利です。是非ご利用ください。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日

令和6年度分は7月から翌年2月まで8回での納付となります。ただし、7月以降に加入手続きをされた場合には、手続きをした月の翌月からの納付となります。

◎ 特別徴収

- ① 国保加入者全員（世帯主を含む）が65歳以上75歳未満である。
- ② 年金を年額18万円以上受給している。
- ③ 国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えていない。



上記①～③すべてに該当する世帯については、原則国保税は令和6年度分を4月から翌年2月までの計6回、年金を世帯主の口座に振り込む前に年金から差し引きとなります。なお、滞納のない方は希望の口座から引き落としにすることもできますが、そのためには「特別徴収から口座引き落としへの切り替えの申請」が必要となります。

年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
差し引き額	令和6年度国保課税額					
	令和6年2月と同額			残りの額÷3回		

※ 年度途中からすべての要件に該当する場合、翌年度10月から普通徴収から特別徴収へ変更となります。

※ 要件を満たさなくなった場合、特別徴収から普通徴収へ変更となります。

【問い合わせ先】 保険年金課国保税係 ☎（0248）88-9136